**広陵町「食」の自立支援事業「配食サービス」委託仕様書**

**１　委託事業名**

広陵町「食」の自立支援事業「配食サービス」

**２　事業の目的**

在宅の高齢者等が健康で自立した生活を送ることができるように、別紙（広陵町「食」の自立支援事業実施要綱）に基づき事前調査を行った上で、本町が実施する「食」の自立を支援するための食関連サービスを計画的・有機的に組み合わせて提供することによって食事面からの健康を支えるとともに、配食時の声かけ及び安否確認等の見守りサービス（ 以下「配食サービス」という。） を実施することにより、住み慣れた地域で安心して自立した生活が続けられるよう支援することを目的とする。

**３　事業の実施体制**

1. 配達員のほかに、緊急時等に対応できる者が１人以上いること。
2. 配食サービスの円滑な実施が可能であること。
3. 調理から配達及び安否確認までの一連の事業内容全てを登録事業者の

責任において実施できること。

1. 配食サービス実施に当たっての保険については、委託事業者において

加入すること。

（５） 配達車両は、委託事業者で準備すること。維持費、燃料費、車検及び

法定点検等の必要経費も同様とする。

**４　弁当の内容及び費用**

1. 弁当の内容は、栄養バランスの取れた高齢者又は障害者にふさわしい

ものであり、季節に応じたものであること。

（２） 食中毒の可能性が高いもの（例：刺身などの生もの）は避けること。

（３） 弁当１食当たりの単価（税込み）は、７００円とすること。

**５　利用者負担金の請求と徴収**

1. 利用者負担金（食材費及び調理費相当分）は、３００円とし、委託事業者は、利用者又はその家族に請求の上、徴収すること。
2. 前号に係る支払い方法については、利用者又はその家族と協議の上、決定すること。ただし、利用者が利用途中で死亡し、又は親族等が不明で利用者負担金が徴収できない場合にあっても、支出した費用について広陵町は補償しないものとする。
3. 委託事業者は、請求書及び領収書を作成し、利用者又はその家族へ渡すこと。

**６　弁当の配達等**

1. 月曜日から金曜日（祝祭日及び年末年始を除く。）までの利用者が指定した曜日に、当日調理した弁当を利用者の自宅へ配達すること。
2. 食品の安全性に常に配慮し、正午までに配達すること。
3. １日当たり１食からの個別配達ができること。
4. 安否確認を兼ねた配達のため、弁当は手渡しとし、必要に応じて利用者の居室までの配達に対応すること。
5. 配達時に利用者が不在又は安否確認ができない場合は、利用者本人又は緊急連絡先に連絡の上、対応すること。
6. 配達時、利用者の体調や様子が通常と比べ変化があった場合は、速やかに広陵町及び緊急連絡先へ連絡すること。

**７　休止連絡対応**

利用者からの休止連絡への対応及び利用状況管理入院等で利用を休止する場合等の連絡は、委託事業者で受け付けるとともに、随時広陵町へ報告し、利用状況を管理すること。

**８　実績報告**

実績報告書は、１箇月毎に利用者及び食事の種類等を記載し、翌月の１０日までに広陵町へ提出すること。

**９　委託料の支払い**

広陵町は、委託料の支払いについて、委託事業者による毎月の実績報告書に基づいて、その都度支払うものとする。

**10　安全・衛生について**

1. 業務を実施するに当たっては、常に食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）その他関係法規を遵守し、監督官庁の指示に従うこと。
2. 原材料の取扱い及び調理に当たっては、食中毒事故防止のための衛生管理を適切に行うこと。万一、食中毒等により一時的に営業停止になった場合は、速やかに広陵町と協議を行い、その対応に努めること。

**11　事故処理**

配達中の事故やその他トラブルが発生した場合は、責任を持って誠実かつ適切に対応し、これに係る賠償の責を負うものとする。また、当該内容について速やかに広陵町に報告すること。

**12　事業の実績**

本町、または他市町村での配食サービス事業の実績があること。

**13　その他**

1. 個人情報の管理に細心の注意を払い、これを適正に取り扱うこと。
2. 配食サービスについて、この仕様書に規定するもののほか、事業の内容

等について疑義が生じた場合は、広陵町と委託事業者が協議の上、決定　　するものとする。広陵町物品購入等に係る競争入札及び随意契約参加資格（令和５・６年度分）を有する者であること。

1. 複数の事業者がある場合は、利用者が事業者を選択するものとする。

【参考】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 令和４年度実績 | 令和５年度見込み | 令和６年度見込み |
| 延べ食数 | ６，６７２食 | ７，８９１食 | ８，５００食 |
| １日の平均利用人数※ | ２７食 | ３２食 | ３５食 |
| 契約事業者数 | ３者  Ａ社　４，９９７食  Ｂ社　１，０００食  Ｃ社　　　６７５食 | ４者  Ａ社　４，７１６食  Ｂ社　　　７６１食  Ｃ社　２，１９６食  Ｄ社　　　２１８食 | 未定 |

※　１ヶ月を２０日間、1年２４０日として計算（１食未満切り捨て）